

女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育ての両立など仕事と生活の調和を図ることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のような計画を策定しました。

計画期間	2025年4月1日～2028年3月31日までの3年間
内 容	<p>目標. 1 ハラスメント等の相談がしやすい環境整備を行い、相談件数0件を目指す。 ＜対策＞ 2025年4月から、年間1回以上職員へのヒアリングを行い状況を把握する。（継続）</p> <p>目標. 2 2028年までに年次有給休暇取得日数を全員6日以上を目指す。 ＜対策＞ 2025年4月から、各職員の取得状況を確認し未達成の場合には取得を促す。（継続）</p>